

[研究ノート]

1950 - 1970 年代台湾における犯罪予防と非行少年への支援

The Prevention of juvenile delinquency and Supports for Juvenile in 1950-1970's Taiwan

山田 美香
Mika Yamada

はじめに

1. 台湾の少年司法制度
2. 1950年代非行少年をどのように見ていたのか
 - 2.1 1950年代台湾地区の少年犯罪
 - 2.2 1950年代の新聞
 - 2.3 1950年代の教育
3. 1960年代非行少年をどのように見ていたのか
 - 3.1 1960年代台湾地区の少年犯罪
 - 3.2 少年犯罪の理論
 - 3.3 1960年代の新聞からみた非行の原因
 - 3.4 非行のプロセス
 - 3.5 1960年代における少年福祉
 - 3.6 1960年代の教育
 - 3.7 1960年代のまとめ
4. 1970年代非行少年をどのように見ていたのか
 - 4.1 1970年代の非行の原因
 - 4.2 1970年代の少年犯罪防止
 - 4.3 1970年代の新聞
5. 1950年代から70年代の変化
 - 5.1 時代とともに進む少年福祉
 - 5.2 台湾では、どうして「地域で組織的に非行少年を教育すること」がなされたのか？

おわりに

要旨 本研究は、1950 - 70年代台湾で少年司法制度が作られ、それにもとづき少年福祉に関する議論が高まり、徐々に少年犯罪予防・少年福祉が充実していくプロセスを述べたものである。現在ほど少年福祉制度は充実していないものの、当時どのような少年福祉が普及したのかを明らかにした。

キーワード：戦後台湾、1950 - 70年代、少年犯罪、少年福祉、犯罪予防

はじめに

本研究は、戦後台湾における非行少年と少年福祉に関する論点と実情を論じるものである。ここでいう「非行少年」とは、「18歳未満で非行をした者」をいう。戦後台湾では儒教の影響が強く、一方で欧米の犯罪学理論が少年犯罪の施策にも取り入れられた。そのような環境のなかで非行少年はどのような存在として見られていたのか、当時の政府の施策なども含めて述べたい。

関連する先行研究には、少年司法や矯正教育機関に関わる戦後史研究が見られるが、本研究のテーマである戦後台湾社会における少年福祉の進展に関する研究はほとんどない。多くの少年犯罪研究は欧米の犯罪学理論による現在の少年を対象とした研究である。

戦後アジアにおける非行少年の多数は社会的弱者であるため福祉的支援が不足していた。しかし現在の台湾では、1980年代までとは異なり多様な民族の共生・多様な思想が尊重されている。多様性を評価する社会であることから、非行少年に対する福祉の重要性を説くことも可能となっている。

本研究は、当時の少年犯罪に関わる先行研究、台湾省政府の公文書、台湾大学図書館で収集した新聞を用いて、1950 - 70年代の非行少年への視線を明示しつつそこにおける少年福祉の議論を明らかにするものである。

1. 台湾の少年司法制度

台湾の少年司法に関わる法規・施設は、次のように公布・設立された。以下は主な少年犯罪に関わる法規・矯正施設に関する事柄であるが、1956年少年輔育院設立、1962年少年事件処理法公布、1971年施行、その後1999年誠正中学・明陽中学が設立されたのが新たな少年司法の一步であった。

少年輔育院は日本の少年院にほぼ相当する機関であるが、2019年に「少年輔育院」という名称から「中学」に変更された。

- 1956年台湾省社会処所属の省立桃園少年輔導院、省立彰化少年輔育院、高雄少年輔育院設立
- 1962年少年事件処理法公布
- 1971年少年事件処理法施行
- 1973年児童福祉法「少年福祉法公布前であるため本法は12歳以上18歳未満の者にしばらくこれを準用する」¹
- 1976年少年事件処理法改正「少年事件の範囲を虞犯少年にも拡大、休みの日の生活輔導の規定」
- 1981年青少年犯罪防止法
- 1989年少年福祉法公布
- 1999年7月感化教育処分を受ける少年のための矯正学校誠正中学設立。少年刑務所の明陽中学設立
- 2019年8月少年輔導院を矯正学校とする準備のため、桃園少年輔育院を誠正中学桃園分校、彰化少年輔育院を彰化分校にした²

1 葉籟科等主編『五十年来の児童福利』中華社会行政学会、2002年、p.40。

2 <https://www.chr.moj.gov.tw/15824/15826/15838/118084/post> 2019年10月26日引用。
<https://www.ctg.moj.gov.tw/15267/15269/15275/103401/post> 2019年10月26日引用。
 徐錦峰『少年観護制度理論與実務』洪葉文化事業有限公司、2009年、p.14。
 陳慈幸・蔡孟凌『少年事件処理法学理與実務』元照、2009年、p.22。

1999 年台湾では「少年輔育院」「少年刑務所」の「学校化」が少しずつ実施された。「学校化」する意図は、将来がある少年に対する教育と保護への配慮によるものであり、例えば韓国においてもこのような措置をとることが少年の将来にプラスに働くとして理解されている。その「学校化」がほぼ完成に近づいたのは 2019 年である。少年事件処理法において「輔導」という言葉が見られるが、これはアメリカで発展したガイダンスのことをいう。このガイダンスの概念が台湾で早期に根付いたことが少年に対する理解を発達させ、「少年輔育院」「少年刑務所」の「学校化」にも大きな影響を与えたと思われる。

これ以外にも戦後台湾の少年司法に関わり大きな動きがみられる。1967 年には「各新聞社は、審理中の少年犯罪事件の名前、関連する記事を掲載しないことを決議した」（1967 年 11 月 8 日中央日報）というように、少年事件は少年の保護を目的に、容疑者である少年の情報を公開しない取り決めをした。

また 1962 年少年事件処理法公布から 1971 年施行までに 9 年の時間があるが、1969 年 1 月 9 日中央日報には、司法行政部高級官僚による「少年事件処理法は既に公布されたが施行日時は未定で、現在少年犯罪をなくそうと法院内に専門の法廷を設立することを建議している」と、少年法廷の設置に関わる議論が進んでいることが報道されている。少年事件処理法施行の前、法律上少年と成人の扱いは異なったものの、少年事件処理法によって少年法廷も設置されたことは台湾の少年司法の歴史において大きな出来事であった。

少年事件処理法施行の前年 1970 年 11 月 11 日中央日報には、司法行政部「各地方法院処理少年案件暫行弁法」が実施され、「少年事件が比較的多い台北、台中、高雄の三地区の法院を指定し」、「地方法院が少年法廷を設立し、専門的に少年事件を処理する」という記事が掲載された。

1970 年代の少年法廷は現在の少年法廷とほとんど変わらず、「少年事件を処理する法廷の布置、開廷の方法はみな一般の民刑法の法廷とは大きな違い」があること、また「少年事件の審理は非公開で、法廷内での傍聴は許されない」と定められていた。1962 年少年事件処理法が公布されることで司法に大きな変化が生まれると同時に、施行まで長い期間が必要であるほど法の整備と経済面への対応に時間がかかったと考えられる。

1971 年少年事件処理法が施行されたのち、1979 年 7 月 27 日中央日報には「防制青少年犯罪方案」の公布施行について紹介がなされた。少年事件の予防を中心とした方案であり、特に親教育や青少年に対する支援が重視されたものである。具体的には、「1. 親教育の効果を強化、2. 青少年の輔導工作进行を改進、3. 青少年の就業輔導を強化、4. 大衆メディアの内容を継続浄化、5. 厳格に薬物等を管理、6. 青少年犯罪予防協力グループを設置、7. 青年犯罪と少年犯罪を合わせて防止する」というものであった。

以上のことから 1962 年少年事件処理法の公布によって、少年の保護と少年犯罪の予防を目的とした動きが強化されていく状況が明らかである。

2. 1950 年代非行少年をどのように見ていたのか

2.1 1950 年代台湾地区の少年犯罪

1950 - 60年代は、1968年に国民教育が開始されるまで中学に進学することは難しい段階にあり、大多数の少年が「国民小学の教育程度」であることは珍しくなかった。また国内の経済事情もよくなり、貧しい家庭であるため窃盗をするという少年も多かった。

また不良少年グループが組織され、次第に各地区で不良グループの存在が知られるようになった。「不良少年グループは既に1950年、1951年に発生していた。それは台北市の極めて少ない公立中学生に限ったが、友が友を呼び、1952年までには台中市で公立中学生に限ってグループが作られた。1955年以降は不良少年グループ組織の発展した地区が次第に拡大し、都市から村にまで公立中学校から私立中学にまで広がった³という。1950年代は中学に進学する者はごく一部であり、社会のなかで恵まれた環境にある中学で不良少年グループが発達するのは理解が難しい。中学で不良少年グループができるというのは、教育の環境さえあれば非行がなくなるという考えとは大きく異なる事実であった。

2.2 1950年代の新聞

1959年12月20日中央日報には「少年犯罪問題座談会」が開催され、その模様が記事として掲載された。「座談会」の参加者は、専門家・学者、司法界、教育界、救国団、宗教界、新聞界、扶輪社（ロータリークラブ）、看護専門学校、高級助産学校学生・保護者であった。それぞれ少年犯罪問題や犯罪防止について議論した。

教育部司長は伝統的儒学思想を重要視し、『『忠孝伝家久、時書継世長』の伝統的な精神を保護発揚することを希望する」と話している。教育行政の官僚が伝統的な教育を重視することで非行が防止できると考えるのは、1950年代の教育がまさに儒学思想を反映するものであったためである。

戦後台湾政府と密接な関係があり青年教育を行う組織であった救国団は「少年犯罪防止のため、過去に育楽センターで活動を実施した。風景が良いところに青年招待所を設け、夏・冬休みに集団活動を行った」と、その活動状況を述べた。その当時は、非行少年に活動の場所を提供することで犯罪に関わる時間もきっかけもなくなると考えられていた。

しかし司法行政部監獄司長は「少年法」公布の必要を論じ、「少年法のなかで父母の監護人の責任を強化し、学校では少年の個性を多く理解するよう注意し、社会では予防の仕事を世論に宣伝していく。また少年犯罪予防の人材を増やす」と、少年の問題だけでなく社会全体で犯罪予防をするために必要な措置を述べた。特に犯罪予防については、少年輔導院など既成の機関は一部の非行少年のみ対象に矯正教育を行っていることから、何の手当ても受けない非行少年が社会のなかでさらなる犯罪に走る状況を次のように述べた。

「判決を経た少年は既に輔導院で感化教育を受けている。まだ法によってその判決を出すことがむずかしい少年のための教育指導機関がないため、彼（注：司法行政部監獄司長）は、問題少年を診断する機関を設立すべきだと主張した」（筆者が「」に注を入れた）。

ほかに教育学者の呉鼎は、「専門的な学校を作ることを主張し、問題の青少年を隔離し教育指導する」「多くの職業センターで社会の一般青少年の就業指導を行う」と、非行少年にとって就職が将来にわたり重要であることから非行少年向けの専門的な職業センターを作る必要を考えていた。

3 臺灣省政府研究發展考核委員會『防止少年犯罪與安定社会秩序之研究』、省政府研究發展叢書警務類第一種、1971年、p.61。

これに関連して台湾高等検察処首席検察官は「教員の待遇を高めること、少年輔導院出院後の少年の進学就業輔導機関の設立」を主張し、少年輔導院だけでなく出院後に多様な輔導機関が非行少年に関わることで少年が初めて社会に適応できると論じた。

別の視点で発言したのが新竹少年監獄典獄長であり、典獄長は児童保護法施行の必要を意見した。

ここから非行少年に直接関わる関係者は、非行少年のためにさらに必要な法律や支援・施設について重要な指摘をしていることが分かる。関係者からすれば非行少年に必要なものが何であるのかは明らかであったが、この時期の台湾にはまだそれを実現するだけの余力がなかった。

2.3 1950 年代の教育

1950 年代、中学校数・生徒数は 7 年で生徒数が 2 倍になった。1948 年に中学 126 校、生徒数 70,387 人であったが、1955 年には 145 校、145,798 人であった⁴。

1950 年代台湾の教育は国民党により儒教概念を強調した教育が行われた。1952 年から 1972 年の教育課程は大きく変わらず、国民党が中国大陸で実施した教育を模倣したものであった。その主要な教育理念は儒教・三民主義であり、「民族精神の強化」が言われた⁵。中国大陸は国民党が本来有するものであるという理解を教育全般に行き渡らせることが当時の台湾の中心的な政策であったためである。

3. 1960 年代非行少年をどのように見ていたのか

3.1 1960 年代台湾地区の少年犯罪

1960 年代台湾には台湾省があり、台湾省政府は直轄市以外のほとんどを占める地域の行政を執行した。当時台湾地区の非行少年の数は、1965 年は 7,496 人で全犯罪に占める割合は 23.69% であり、1969 年は 9,517 人で全犯罪に占める割合は 27.6% であった⁶。1962 年少年事件処理法公布から 1971 年少年事件処理法施行までの期間に少年事件が増加していることが分かる。

台湾省政府研究發展考核委員会『防止少年犯罪與安定社会秩序之研究』（1971）によると、非行少年は「比較的年齢が高く」「国民小学の教育程度」で、犯罪の種類として「窃盗が多い」という状況にあった。具体的に次のような説明がなされている。

「犯罪の年齢は 17 歳が首位で 20.4 %、次に 16 歳で 18.48%、16 歳以下は次第に少なくなる。10 歳以下の犯罪少年は甚だ多く 2.63% を占める」。「教育程度は国民小学が最も多く 60.66% を占め、初級中学がこれに次ぎ 13.3% である。そのなか在校生は初級中学が最も多く 10.6% を占める」。「窃盗が 74.61%、その次に傷害が 6.86% を占める」⁷。

年齢は 16 - 17 歳で、国民小学を出てしばらくしたのちに窃盗を働く少年が多いように考えられる。

4 汪治亭『台湾教育史料新編』1978 年、台湾商務印書館、p.195。

5 山田美香「戦後台湾国民小学の道德教育」名古屋市立大学大学院人間文化研究科紀要『人間文化研究』第 29 巻、2018 年、pp.170 - 171。

6 臺灣省政府研究發展考核委員会『防止少年犯罪與安定社会秩序之研究』、省政府研究發展叢書警務類第一種、1971 年、p.59。

7 臺灣省政府研究發展考核委員会『防止少年犯罪與安定社会秩序之研究』、省政府研究發展叢書警務類第一種、1971 年、p.59。

・虞犯少年

虞犯少年は法律に違反した少年ではないが、その行動によって将来犯罪を起こす可能性がある少年をいう。この点は現在の日本の「虞犯少年」と定義と変わらない。台湾地区の虞犯少年は1965年のべ13,136人、1969年のべ19,558人で、非行少年同様虞犯少年の数は増えている⁸。虞犯少年は、「学生が一番多く31.1%を占める。無職がこれに次ぎ28.53%、工場労働者17.5%」⁹であり、中等学校の生徒が目立った。その具体的な行動は、「ピリヤード場で遊蕩し問題を起こすものが29.11%、深夜徘徊で問題を起こすものが16.74%、交通規則を守らない・カフェで遊ぶ・娯楽のところで問題を起こすがそれぞれ3%以上、奇抜な服装、服装がしっかりしていない者は1.69%」¹⁰であった。当時の社会にはピリヤード場やカフェなど若い人が集う場所が多くあり、そこで問題が多く発生したのである。

3.2 少年犯罪の理論

劉日安（1962）は少年の不良行為の原因として「1. 生理学派、2. 心理学派、3. 社会学派、4. 精神医学派、5. 個別観察学派」を論じている。それぞれの理論に対応して「少年の原因、家庭の原因、社会の原因、その他の原因」¹¹も述べている。1960年代から、現在の少年犯罪の理論と大差ない議論が行われていたのである。

3.3 1960年代新聞からみた非行の原因

1961年11月16日中央日報には、裁判官の少年犯罪の原因に関わる言説が掲載されている。裁判官は、少年・家庭・学校・社会の問題を次のように述べている。

- ・少年—幼稚、病気、好奇心、自己表現、暇、人間関係、仕事
- ・家庭—家庭背景、溺愛、貧困、管理教育に不注意、学校と協調できない
- ・学校—支援がなく学校に行かなくなる、宿舍設備がなく厳格な生活教育ができない、進学・就業に偏った教育を行い、品德教育を無視している。
- ・社会—よくない娯楽場、けんか、よくない書籍・映画、戦争、農業社会から工業化社会への変化

1969年6月6日中央日報には、「専門的に責任を負う機関が欠乏しているのが少年犯罪の主な原因」として、学校が教育しないためいったん不良行為をするとさらに問題行動が広がることを述べている。たとえば「質が悪い生徒⇒学校が唯一取る方法は退学処分⇒保護者が管理できない⇒社会に流れ不良分子の集団に⇒警察に逮捕される⇒基本的な尊厳を失う⇒どんな手当も不要となる」と、学校がその少年に必要な教育を放棄することで、少年は社会に出た後、犯罪者としてしか生きることができないと論じたのである。そのような状況を解決するために、新聞には少年に対して責

8 臺灣省政府研究發展考核委員会『防止少年犯罪與安定社会秩序之研究』、省政府研究發展叢書警務類第一種、1971年、pp.59—61。

9 臺灣省政府研究發展考核委員会『防止少年犯罪與安定社会秩序之研究』、省政府研究發展叢書警務類第一種、1971年、pp.59—61。

10 臺灣省政府研究發展考核委員会『防止少年犯罪與安定社会秩序之研究』、省政府研究發展叢書警務類第一種、1971年、pp.59—61。

11 劉日安『少年法論』三民書局、1962年2月、pp.26—37。

任を持てる教育機関が必要であるという意見が見られた。当時から少年支援の重要性が言われていたことが分かる。

1969年8月19日中央日報の記事は、過去、少年犯罪は「社会・学校・家庭の責任」と考えられてきたが、現在は社会の良くない文化に加えて「多くの保護者は子女を溺愛し、子女に対して間違った行為をしている」と、「家庭の問題が大きい」ことを強調するものであった。この記事では学校は批判の対象とはなっておらず、「高校生には夏季活動があり、学校に入ったばかりの生徒には新入生訓練があり1週間で5日間午前中は智育徳育の訓練がある。救国団の夏季青年活動も多くの青年を吸収している。大部分の学校はふだん担任制で生徒の授業や生活を輔導している」と、教育関係者を評価するものであり保護者に対しては批判的なものであった。

3.4 非行のプロセス

非行少年は、どのような経緯で非行に至ったのだろうか。楊希震『少年輔育院個案研究(二)』(教育部訓育委員会、1966年6月)からそのライフヒストリーを筆者がまとめた。それぞれのライフヒストリーの最後に(少年輔育院による分析)と書いているのは、上記の書で少年輔育院が分析した結果を筆者がまとめたものである。

・傷害、地下でダンスホールを運営

1943年12月福建廈門生まれ。9歳の時台湾淡水に来る。父親はイギリス留学経験があり、政界で働く。母親は教師をしたことがある。祖父は挙人。付近に華僑が多く、友達も年齢が高い者が多かった。ある者は退役軍人で、さらには現実に対して不満がある友達が多かった。小さい頃から病気を患う。「多くの中国人は自らを重んじることがない」「自尊心に欠けており靈魂というものがない」という意識。小1から中2まで成績がよく、小学では学校を代表してバイオリンコンクールに参加。(少年輔育院による分析)一家の中では兄弟姉妹がとて多く感情が育っていない。学校も問題があれば退学を命令するだけで、きちんと指導をする人が誰もいなかった¹²。

・オートバイ盗

桃園県、18歳の男子。輔育院内でよく見るようなタイプではない。農家生まれ。父親は農業、母親、兄1人、養子の妹1人。生活は比較的苦しい。小学卒業後、商業職業学校に。中1の時経済的に許さず退学。紡績工場で働き悪い友達に会い、あとには賭博場で大きな金を賭ける。家からお金を盗んだり、それでも足りなければオートバイを盗む。(少年輔育院による分析)一彼はその他の問題少年と状況が似ている。というのは父母の教育程度が低く、仕事も大変である。家庭の経済が許さず中1から学校に行っていない。犯罪をすればどうなるのか知らない¹³。

・会社の売り物を転売

新竹県の人。現在19歳。農家の子弟。父親は農業、母親は農繁期に農業を手伝う。姉1人、弟3人。同居の叔父には5人の子ども。新竹の国民学校で休学・転校することなく卒業。成績は普通。

12 楊希震『少年輔育院個案研究(二)』教育部訓育委員会、1966年6月、pp.29 - 33から筆者が内容をまとめた。

13 楊希震『少年輔育院個案研究(二)』教育部訓育委員会、1966年6月、pp.56 - 57から筆者が内容をまとめた。

のちに私立中学に入るが中2で退学。中2で教科書を登録する際お金が出せなかったため学校から離れ、4か月家の農業の手伝い、2か月台北の理容室、1か月レストラン、それから電気会社で働くが売り物を転売。(少年輔育院による分析) 一叔父夫婦と一緒に暮らし子どもも多く、家庭の経済状況もよくない。中学段階の生徒はまだ心身ともに大きく変化する時期である。自分で仕事をしても仕事は苦しく待遇は悪く、意志もはっきりしたものではない¹⁴。

3.5 1960年代における少年福祉

1962年少年事件処理法公布の前年、1961年1月17日中央日報に、「政府は社会福祉経費を拡充し、少年犯罪研究センターを設立し、少年犯罪を予防、少年犯罪の管理措置を改善する」との記事があった。国民党中央委員会第五組主任は、「去年、内政部・司法行政部・教育部・省政府・省政府社会処など関連機関から同志を集め何度か会議を行った」として次のようにその内容を述べている。「(1) 社会福祉事業経費を拡大する、(2) 政府関連機関共同で少年犯罪センターを設立する、(3) 政府は早い段階で少年法、少年福祉法を公布する、(4) 少年事件処理法は、少年福祉法と合わせて実施する」という内容であった。つまり少年司法を確立する同時に少年福祉の必要を述べたものである。

1961年1月21日中央日報には海外の事例なども紹介され、全般的な少年福祉について論じられている。それは、「1. 経済政策、衛生保健政策、その他の社会政策を改善し、失業救済政策を実施する」「2. アメリカのBBS運動に倣い、青年救国団員の熱い活力をこのBBS運動として組織し、青年が青少年を救助し広く活動を展開し、不幸な青少年を助ける」「3. 私立少年福祉組織を奨励する一少年福祉センターを設立する」ものであった。台湾でBBS活動がその後普及したという話は聞かないが、若い人が少年を支援することは救国団などの組織で実施されたようである。また、「(1) 職業訓練を行う、(2) 政府が少年の就業輔導を助ける、(3) 少年劇場・少年書報社・少年習芸所を設立する、(4) 運動会・音楽・芸術・遊園・登山・野原に行く、夏のキャンプ・遠足・夜の会などの少年が楽しむ活動を行う」ことが提唱された。少年が社会に出ていくための職業訓練、また楽しむための活動が開催される必要が書いてある。

1961年1月21日中央日報には、成長のプロセスで虞犯少年が必要な支援は社会の様々な組織によって実施されるべきだと述べられている。「私立勵進院を設立し、政府の虞犯少年の感化を助ける」「青少年の心理衛生の治療設備を設立する」「少年を預かる家庭或いは類似の組織を計画する」「少年福祉団体、例えば男女青年会、少年赤十字会、男女童子軍、農村四健会¹⁵、家庭計画協会、中国児童福利社、青年クラブ、青年福利社等が絶えず社会教育機関と連絡し、共同で児童及び少年福祉の仕事を指導する」「地域計画を発展させる。人民の生活教育を普及させる」「交通建設関係、農林教育社と相互に協力し、少年の進学就業を輔導する全般的な計画を定め実施する」というものである。家庭のなかだけでは少年の教育が不十分であることから、台湾社会にすでにある多様な組織の存在が示され、それらの連携が必要だと論じられたのである。

14 楊希震『少年輔育院個案研究(二)』教育部訓育委員会、1966年6月、pp.50 - 53から筆者が内容をまとめた。

15 日本でいう農協の青年部に相当するもの。

3.6 1960年代の教育

1960年代半ば、家庭の問題で進学ができない者もいるなか、少年輔育院では非行少年に対して、「感化教育の過程で、社会福祉士は欠くべきものではない。社会調査、家庭訪問、関係の作り直し、ケースの研究、関連するケースの環境資料の収集、初歩の談話・診断、各種心理検査を行い統計データを出す、彼らの一挙手一投足の日常的な観察記録と分析を行う。随時彼らの適応の困難を解決し、健全な人格と高い理想を養成する」¹⁶と、非行少年の社会環境・心理学のデータを含めて丁寧な分析とそれに基づいた指導が必要だとされた。

少年輔育院においては学校教育に対する批判もあった。「これらの青少年が一時の間違いをするのは、これは一生の遺憾となる。実際もともと彼らは押さえつけられ、若干恨みを持っている。幼児期に家庭で、少年は学校で、家庭では受け入れられず、学校では棄てられている。彼らの社会に対する恨みはどれだけ深いのだろうか」¹⁷。学校や家庭で誰も少年を評価しないという少年の思いを理解する関係者からの声があった。

1960年代は、1968年から「国民教育が9年に延長され、職業教育体系に2つの重要な変革があった」とされる。9年間の国民教育になったことで、「国民中学と重なる初級職業学校が全面的に停止し、高級職業学校は基層の技術人材を養成する唯一の学校となった」ことから、「大量の国民中学卒業生が職業教育を受ける必要から職業高校の学科と数が大幅に拡充した」という¹⁸。

しかし国民教育が9年間になることですぐに全員が国民中学に進学する状況にはなかった。例えば屏東県の国民小学では「1967年・1968年国民小学から中学に進学しない理由」として、「1. 家庭（経済、農業、家長、古い観念）、2. 学校（勉強の習慣がない、品德教育・生活教育を重視しない、宣伝・家庭との連絡不足、国民中学の場所が遠い）、3. 生徒（成績が悪い、身体が弱い、障害、重い病気、喧嘩好き）」¹⁹がみられた。実際に「1967年進学しなかった卒業生60.7%、1968年44.2%」²⁰で、1968年になるとさすがに中学に進学しない割合は減少する。しかしすべての国民小学卒業生がすぐに国民中学に進学したわけではないことは事実である。

3.7 1960年代のまとめ

1960年代台湾では非行少年は社会の安定秩序にとって問題だと認識されていた。「不良少年は、成人がやるような不法行為を既にすべてやっている」「少年の品格が優れているのかそうでないのか、行為が正しいのかそうでないのか、心身が健全であるのかそうでないのかは、ひとしく国家民族の未来の興亡に影響するものである」²¹という論調も多くを占めた。一方で、「少年犯罪に関わる処遇に対して、すでに厳しい法律によった政策から次第に社会共同で少年の福祉と権利を重視する状況に変化した」²²と、1960年代を評価する者もいた。少年輔育院では、「これらケースのなかで、

16 楊希震『少年輔育院個案研究(二)』教育部訓育委員会、1966年6月、p.5。

17 楊希震『少年輔育院個案研究(二)』教育部訓育委員会、1966年6月、p.6。

18 孫仲山『職業教育論』高雄復文、1999年、p.14。

19 董聖媛「屏東県塩洲国民小学56、57学年度卒業生不進学状況調査研究」台湾省立屏東師範専科学校、pp.44 - 45。

20 董聖媛「屏東県塩洲国民小学56、57学年度卒業生不進学状況調査研究」台湾省立屏東師範専科学校、p.51。

21 臺灣省政府省級機關檔案、檔號0052/FT012.5/4010、案名「台北市警察局無線電通訊組織」、「會辦案件協調記錄單」、案由「商討台北市政府請設少年警察隊案」人事処、「台北市警察局設立少年警察隊理由書」、受文機關財政庁・主計処・警務処・教育庁・社会処・人事処、參加協調各單位財政庁・主計処・警務処・教育庁・社会処・人事処、1963年7月23日15時、協調通知單文号52・7・16省人丙局字第6241号、人事処第二會議室。

22 臺灣省政府省級機關檔案、檔號0052/FT012.5/4010、案名「台北市警察局無線電通訊組織」、「會辦案件協調記錄單」、案由「商討台北市政府請設少年警察隊案」人事処、「台北市警察局設立少年警察隊理由書」、受文機關財政庁・主計処・警務処・

私たちはまるで新しい、つまり『感化』を与えることで、すべて『犯罪』としてみるのはいくはない、あるいは『天性の悪い奴』『朽ちた木には何も彫ることができない』などと認めるのは絶対行うべきではないという観念を得た²³と、矯正教育に前向きな少年輔育院の教官もいた。

1960年代は少年の福祉に関心もたれる台湾で最初の段階であったといえる。ただし少年福祉に関心もたれたきっかけは、「積極的に有効な方法を取り少年犯罪の発生を防止したのちに、社会が安定し秩序あるものとなる²⁴」というような社会秩序の安定を最大の目的としたものであった。

4. 1970年代非行少年をどのように見ていたのか

4.1 1970年代の非行の原因

1970年代には台湾地方法院の少年事件受理件数が増える。1974年に25,231件、1983年には41,877件と10年で激増した²⁵。1970年代は、「我が台湾地区でも近年工商業の発達で社会がますます繁栄し人口が各大都市に集中し、一般家庭では生活環境の影響を受け子女に対する管理教育を全力で行うことが少ずつなくなった²⁶」と、社会変容があったことで子どもへの教育の変化があったようである。この時期には「亜熱帯に属し近年工商業が急速に発展し、政府が社会安全・福祉設備の設置ができず、また保護者も管理教育に疎く、社会風紀もよくなり、学校の生徒指導・教育も不健全で青少年の遊ぶ場所もない²⁷」と、政府の施策・保護者・学校教育の問題が非行の原因として挙げられている。

1971年6月4日中央日報には、省警務処長が省議会大会で家庭教育の問題を報告したことを報道している。「一般の保護者は管理教育に疎く、学校は学業に偏重し人格品格陶冶の責任を尽くしていない。社会の悪い雰囲気感染し意思が弱い青年が悪い道に行く原因となっている」「1970年全省の非行少年の問題は、家庭による原因が1,364人で最も多く、社会による原因が497人、学校による原因が356人、個人の要素は255人で最も少なかった」と、家庭教育の課題を述べている。

1972年9月11日の中央日報には、「桃園・彰化・高雄少年輔育院一家庭が原因で非行に走る」と題し、「省政府は保護者にできるだけ自分の子どもを管理教育するよう呼びかけた」と、家庭教育の課題が書かれている。その当時の非行少年は「犯罪の年齢は16、17歳が最も多く」「教育程度は国民小学が70.83%で最も多く、初級中学・国民中学がその次で17.4%、字を知らない8.72%、高校程度2.91%、職業学校0.13%」というように1970年代はまだ中学が普及していないため多

教育庁・社会処・人事処、参加協調各単位財政庁・主計処・警務処・教育庁・社会処・人事処、1963年7月23日15時、協調通知単文号52・7・16省人丙局字第6241号、人事処第二会議室。

23 楊希震『少年輔育院個案研究(二)』教育部訓育委員会、1966年6月、p.3。

24 臺灣省政府省級機關檔案、檔號0052/FT012.5/4010、案名「台北市警察局無線電通訊組織」、「會辦案件協調記錄單」、案由「商討台北市政府請設少年警察隊案」人事処、「台北市警察局設立少年警察隊理由書」、受文機關財政庁・主計処・警務処・教育庁・社会処・人事処、参加協調各単位財政庁・主計処・警務処・教育庁・社会処・人事処、1963年7月23日15時、協調通知単文号52・7・16省人丙局字第6241号、人事処第二会議室。

25 謝孟雄「青少年的問題與輔導」中華民國社區教育學會主編『社區青少年教育』復文圖書、1985年、p.6。

26 臺灣省政府省級機關檔案檔號0059/075.2.5/1、案名「防止青少年非法活動」、案由「抄送加強防止青少年非法活動及妨害善良風俗行為并輔導其向上向善實施方案」取文号59府教字第64799号、來文者內政部、1970年、來文号59內警字第367817号。

27 臺灣省政府省級機關檔案檔號0059/075.2.5/1、案名「防止青少年非法活動」、案由「抄送加強防止青少年非法活動及妨害善良風俗行為并輔導其向上向善實施方案」取文号59府教字第64799号、來文者內政部、1970年、來文号59內警字第367817号。

くは国民小学の教育程度であった。「保護者の職業は工場労働者が 35.61% で最も多く、その次に商人 19.96%、農民 19.88%、その他が 24.54%」で、「生活が貧しく未成年の子どもが多いのは 43.35%、衣食住は足りているが余裕がない家庭 53.06%、生活の困難がない家庭 3.67%」「犯罪少年の多数は父母両方いる家庭」であった。つまり両親は揃っているが、収入が少なく少年を顧みる余裕がない家庭の子どもが非行に走ったといえる。

1975 年 11 月 13 日中央日報には緑島司法監獄教誨師が少年犯罪の原因を述べた文章が掲載された。その原因は「遺伝、個人の身体特徴、精神状況、学校の要因、貧困」「学校の課程は、異なる能力の生徒に適していない」というもので、それまでの少年犯罪の原因に関わる研究とは大きく異なる内容であった。本人の気質・貧困・学校の教育問題等が挙げられ、非行に走る少年の背景を述べたものであるとわかる。

1979 年 7 月 29 日中央日報は、中華民国犯罪防止学会の「現在の犯罪問題座談会」を紹介している。犯罪防止学会では「進学主義が犯罪の原因になりうる」と論じられ、社会・家庭・学校すべてにおいて進学主義が最も尊重されたことが少年にとって犯罪の原因となったと述べている。「人が教育を受ける目的はもともと徳・智・体・群・美の五育を進めることであるが、現在は進学主義の現象によって本末転倒なことが起こっている」と、少年が学校で学ぶ意欲を持ってないほど厳しい進学主義があると指摘されている。また、「ある専門家は、社会が任意に彼らに一つのレッテルを貼るべきではないことを望んでいる。青少年はタバコを吸ったり学校に行かないことを悪いとは思っていないが、社会が任意にレッテルを加えることで異なる視線に耐えられなくなり、容易に徹底して悪くなってやろうとなってしまう」「警察や法律による防止は十分行うべきであるが、専門家は、社会一般の人々が例えば盗まれないために門に鎖を付けるなどの措置をすることを希望している」と、社会の環境が変わることで少年が犯罪に関わるきっかけがなくなるという論点がみられた。

4.2 1970 年代の少年犯罪防止

1970 年代、若い人のなかに不良文化に関心を持つ者もおおり、1971 年 6 月 4 日中央日報には「不良少年の保護者、学校と連携し道徳指導工作を行う」こと、「少年が喜ぶ髪形や奇異な服装、その行為が乖離している者を取り締まり指導する。青少年が、気持ちが変化することで犯罪に陥る危険を防止する」ことが言われた。街で若い人が関心を持つ髪形や服装が流行し、それを取り締まることも一つの少年犯罪防止だと考えられていた。

1970 年代は、それまでの少年犯罪予防に関する議論が実施に向かった時期であった。表 1 は、具体的な政府の立法、関連する事業についてまとめたものである。

表 1 政府による少年犯罪発生の防止・輔導

細目	予定	執行機関	協力機関
根本的な問題を解決する			

1. 内政部は少年問題研究センターを設立する。外部の関連機関及び専門家・学者に研究に参加してもらい、正確で有効な防止方策を得ることを期待する。	1970年7月から毎月1回研究会議	内政部	司法行政部、教育部、中央委員会五組、行政院青年輔導委員會、中国青年反共救国団、台湾警備総司令部、台湾省政府、台北市政府
2. 早い段階で児童福祉法を制定公布し、児童の心身の健全な発展を図り、少年犯罪の根本の道を断つ。	1970年立法	内政部	司法行政部、教育部
3. 少年保護法を改正し、少年が誤った道に入り犯罪を行うことを防止する。	1970年草案、1971年公布施行	内政部	司法行政部、教育部、台湾省政府、台北市政府、台湾警備総司令部
4. 父母及び観護人の責任に関する法律を改正し、父母の子女の教養と監護の責任を強化し、少年が父母の管理教育なく犯罪に走ることをなくす。	1970年草案、1970年末立法手続きを完成、1971年公布施行	教育部	司法行政部、内政部
5. 現行の教育政策と学制を改め、教育が原因で少年が起こす不良行為・不法行為を予防する。	1970年から経常的に研究する	教育部	台湾省政府、台北市政府
6. 教育部主管機関によって家庭教育巡回宣伝を行い、生活規範の宣揚を強化する。	1970年から経常的に行う	教育部	台湾省政府、台北市政府、中央委員会五組、中央委員会婦女工作委員会
7. 主管機関により良くない出版物及び映画・テレビ番組の管理を強化し、心身の発展に有益な読み物を奨励する。	1970年から経常的に行う	内政部、教育部文化局、台湾省新聞処、台北市新聞処	
8. 教育主管機関が積極的に在校生の「国民生活を実践するうえで全体的に知るべきこと」を推進し、少年の日常生活の優れた習慣を養成する。	1970年から経常的に推進実施する	教育部	台湾省政府、台北市政府、中華文化復興委員会国民生活推行委員会
9. 主管機関によって青少年の社会教育を強化し、少年が楽しむための生活を充実させる。	1970年から経常的に行う	教育部、台湾省政府、台北市政府	行政院青年輔導委員會、中国青年反共救国団
目標に対して			
1. 全面的に少年の不良素行調査を行い、少年のケースの資料を作ることで、少年問題の研究分析の根拠とし、少年犯罪捜査の参考とする。	1970年から実施する	台湾省警務処、台北市警察局	内政部、台湾警備総司令部、台湾省政府、台北市政府

2. 少年の全面的な輔導を実施し、個別輔導を原則として、衣食住から日常生活に着手実施し、少しずつその不良の習性を矯正し、新しい人間となることを期待する。	1970 年から実施する	台湾省及び台北市政府が分けて実施する	内政部
3. 巡回および重点的な査察の実施を強化し、少年が入り出す不当な娯楽場所を検挙し、悪習に染まらないようにする。	1970 年から経常的に行う	台湾省警務処、台北市政府警察局	内政部、台湾警備総司令部
4. 徹底して少年の不法活動及び組織を取り締まり、集団の暴力事件が発生し、社会の治安が妨げられることを防止する。	1970 年から強化する	台湾省警務処、台北市政府警察局	内政部、台湾警備総司令部
5. 社会政治主管機関が多くの地域で不就学・失業、浮浪・貧困・病気の少年に関する組織を作る。地域の童子軍のために童子軍訓練を行い、その地域のサービスに従事し、環境を清潔に美化することを維持してもらう。	1970 年から計画実施する。次第に研究を強化し実施も改める	台湾省政府、台北市政府	内政部、教育部
6. 司法主管機関ができるだけ早く「少年事件処理法」を改正実施する。	1970 年	司法行政部	
7. 司法及び社会主管機関が、現在の少年感化教育の措置を改進することを求め、徹底して少年の良くない習性を矯正する。	1970 年から計画実施する。次第に研究を強化し実施も改める	司法行政部、教育部、内政部	台湾省政府、台北市政府、台湾警備総司令部
8. 省（少年）警察の編成を拡充し、人・設備を充実させる。必要に応じて専門的な訓練を強化し、基本的な知識と実用的な技能を教育し仕事を展開する上で役に立つものとする。	1970 年	台湾省政府、台北市政府	内政部
9. 「不良少年教導連携弁法」を改正公布し、警察機関が常時少年の家庭・学校・仕事場と緊密な連携をして適時輔導する。	1970 年改正公布実施。少しずつ研究を進める	台湾省政府、台北市政府	行政院青年輔導委員会、内政部、教育部

出典：臺灣省政府省級機關檔案檔號 0059/075.2.5/1、案名「防止青少年非法活動」、案由「抄送加強防止青少年非法活動及妨害善良風俗行為并輔導其向上向善實施方案」収文号 59 府教字第 64799 号、来文者内政部、1970 年、来文号 59 内警字第 367817 号。

また台湾省政府研究發展考核委員会（1971）は、少年犯罪予防の視点から家庭・学校・社会に必要なことについて次のようにまとめている。ここでは、儒教道德の重要性や少年が育つ環境の整備が言われている。

表2 少年犯罪予防に必要な家庭・学校・社会に必要な教育

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子女に、人生に対して正確な認識を教育する—「厳師の威厳正直な態度で」。 ・ 身をもって「敬」を示す—父父子子、長幼有序。 ・ 子女を重視し、心身を陶冶する。 ・ 読み物で指導する。 ・ 人と物との関わりを指導する。 ・ 子女の意見を尊重し、自尊・自信の観念を養成する。 ・ 子女の栄養に注意し、均衡な成長を保持する。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校風を厳しくし、管理を強化する。 ・ 教室を拡充し設備を充実させる。 ・ 優秀な教師を選び、四育に注意する。 ・ 教師が特別に生徒を指導する補習を禁止し、学校生活が楽しくなる活動を重視する。 ・ 優秀な生徒を励まし、成績によってクラスを編成し教育する。 ・ 単線型を実施し、愛の教育を行う—倫理道德教育を中心。
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育—国民の文化水準を高め、国家の道德規範を遵守する。 ・ 補習学校を設立し、民衆教育を普及させる。 ・ 通俗教育を全国民に普及させる—図書館、科学教育館など。 ・ 児童の刊行物を作り、作文コンクールなどを行う。 ・ 少年倶楽部・社会童子軍を設立する。

出典：臺灣省政府研究發展考核委員會『防止少年犯罪與安定社会秩序之研究』、省政府研究發展叢書警務類第一種、1971年、pp.66 - 69、pp.70 - 73、pp.74 - 76。

1970年代から少年福祉が行われつつあったが、しかし儒教的観念が強い教育を推進することも一部行われた。それだけ国家の政策は儒教・三民主義の理念を背景に実施されたのである。

4.3 1970年代の新聞

1975年5月20日中央日報には、台北地方法院主任観護人が不良少年の増加について述べている。「現在台北市の不良少年は4,000人を超え、全市の中高生の1.8%を占める。4、5年前は2,000余人で、中高生の1%程度であった。同時にここ1年、不良少年の犯罪手段や方法が成人と異なるところがなくなっている」と、大都市における不良少年の存在が目立つことを論じている。「台北市刑事警察大隊・保安大隊・少年警察隊などの単位は連合小グループを成立させ、市区内の各学校・公共的な場所の巡回」をするなど、警察の補導活動も盛んに行われた。これについて少年警察隊長は、「重点的に巡回を強化し、いつも問題を起こしたり喧嘩をする少年は個別に監督」すること、さらに「不良少年グループを徹底掃討し、何度警告しても改めない場合は重い処分を加える」と述べている。ただし中学教師（20年の生徒指導の経験）は、「それぞれの不良少年への補導感化は非常に重視されているが、しかし大多数は単独で問題が処理され共同で対策を研究することはない」と、組織の連携が重要であると論じた。つまり、「警察は問題が発生したら取り締まりの対象とする。学校は校内の行為に責任を持つのみである」と、それぞれの職務の範疇で少年に関わることの限界を理解していたのである。

1975 年 11 月 22 日中央日報には、学校教育が厳しいためか、学校外で少年が警察に逮捕される点を述べている。「学校では問題を起こす機会は少なく、生徒らは喧嘩、問題、大きな間違いを起こすのは放課後家に帰る途中か、学校外の時間である。規則に違反するのは大半校外の集団行動においてである。警察の少年組に逮捕され、学校ではそれを隠す。しかし規則・法律違反の事件は校内でも徐々に多くなっている」。これをふまえて記事では、「生徒指導では、以下の正確な態度を建立すべきである」という提案があった。

1. 生徒指導の教師とそれ以外の教師は生徒と敵対する局面をなくすべきである。
2. 多くの時間を使って生徒の心理を理解すべきで、禁止・防止に代わり指導をすることで徹底して問題解決ができる。
3. 我々はできるだけ「前向きな教育」を行うべきで、生徒に何をすべきかを訴える。いわゆる懲罰的な圧力を与えることは不要である。
4. 学校は正当な活動を計画すべきで、生徒が余った精力を発揮できる場所を作り、よくない嗜好に関心を持たせずよくない娯楽の機会を減少させる。

この提案には、これまでのような指導中心とは異なる生徒に必要な教育を提供するという観点が垣間見られる。

1979 年 7 月 18 日中央日報には、当時台北市長であった李登輝の言葉が報道されている。これは 1970 年代初期に問題となった政府による少年犯罪予防に関わる組織化や、高い学歴を持つ輔導員・その輔導員を指導するスーパーバイザーの存在を重視したものであった。

1970 年代には、学校教育や社会において輔導が普及しその質が問われた時期であり、その輔導の質と同時に、少年福祉の質も高まりを見せたのである。

5. 1950 年代から 70 年代の変化

5.1 時代とともに進む少年福祉

1950 年代は、「生活の貧しさ (1940 年代からの生活不安)」「生徒指導・伝統的な儒教教育の重要性」が言われた。そのなかで「問題行動がある少年に対する指導の必要性」「児童・少年の法制度の整備・福祉的な支援の必要性」「少年が社会で生きていくために必要な職業教育の必要性」など、少年にとって必要な教育に関する具体的な提言がなされた。非行少年本人に問題を帰すよりも、社会全体で必要な制度・組織を整備することが提唱された。

1960 年代は、「台湾のなかでも少年の環境の違い」「学校が十分に生徒支援をしていない」「家庭が非行の主な原因」だと論じられる一方で、「少年と成人の区別—新聞報道等で少年を公開しない」「少年法廷設立の必要性—少年法廷以外にも専門的な機関設立の必要性」「多様な機関が児童・少年の支援に関わること」が言われる。少年が少年として必要な措置を受ける必要が社会的に共有されつつあった時期である。

1970 年代には、「犯罪少年が増え、一方で少年の存在が分かりづらい」時代となり、少年によっては「成人と変わらない犯罪」が起こった。そのような事態に対応して「警察・学校・その他機関が共同で組織的に少年に関わり」、「少年法廷、少年観護所が設立」されることになる。学校で

はすべての国民小中学で「輔導」の授業が開始され、学校外における少年輔導も積極的に行われ、1960年代までとは少年の置かれた環境が大きく変化した。

5.2 台湾では、どうして「地域で組織的に非行少年を教育すること」がなされたのか？

台湾では地域で組織的に非行少年を支えるという考え方が早い段階から根付いていた。その理由は、「1962年教育部は、『生活教育法案』（日常生活、健康生活、道徳生活、学習生活、公民生活、労働生活、職業生活、レジャー生活の8類）を公布した」²⁸ というように、生活教育が推進されるなかですべての地域で国家が要求する教育活動が求められたためである。「生活教育法案」そのものには非行少年を支えるという名目はないが、生活教育によって地域の少年を監督すること、そして非行少年の組織・管理化がともに実現される政策といえた。

しかし、「一方で学校では人的物的資源・各種条件が欠乏し」、「学校はただ児童と青少年が学習生活を行う中間過程にあり、家庭において成長すること、地域が日常生活の主な地点となることとは異なる」²⁹ と、学校は非行少年を教育する資源が十分になかったようである。1980年代になっても「地域は青少年の生活の場所」「生活の教育化」³⁰ という政策はまだ残り、「青少年犯罪を止めるため、地域の青少年教育を提唱することは有効な方法の一つである」³¹ という考えは当時の青少年犯罪防止の常識とされた。

おわりに

本研究では、1950年代から専門家が少年非行の原因を理解し、そのために必要な司法制度・政策・環境の充実を訴えたことを明らかにした。専門家の訴えには儒教道徳や思想政治教育の必要は書かれておらず、「少年」が「自ら非行に走る」というより「環境が非行に走らせる」という理解が見受けられた。少年犯罪の原因を理解し自身の経験や欧米の少年犯罪学理論から、少年が何を必要としているのかを世に知らせようとしたのである。

しかし1970年代まで学校教育では儒教道徳・思想教育が重視されていた。専門家は非行少年に必要な支援を論じたが、儒教道徳・思想教育が非行少年に有効であるという政策は大変多くみられた。その当時の政治体制からどうしても思想を重視した少年福祉が強化されたのである。

戦後台湾において組織的に少年犯罪を予防する制度が機能したとすれば、それは台湾の隅々まで政治的に組織化・管理化された状況があったためである。1960年代から少年司法制度が整備され、非行少年に対する教育や福祉も重視されようとしたが、青少年の問題行動をなくすことと蒋介石の「新生活教育運動」の方向性は合致しており、どちらも政治の安定を目的としたものであった。このように台湾では少年をコントロールする政策の一部として少年犯罪の予防や少年福祉政策がとられたのは事実である。

1950-70年代は、専門家が少年に必要な支援を訴えそれが政策として実施される段階にあった。現在からするとこの時期は政治の教育への影響力が大変強かったことから、少年福祉の初期の段階

28 李建興「社会変遷中的青少年問題與教育」中華民国地域教育学会主編『地域青少年教育』復文図書、1985年、p.191。

29 李建興「社会変遷中的青少年問題與教育」中華民国地域教育学会主編『地域青少年教育』復文図書、1985年、p.191。

30 棟樑「地域青少年教育的理論與實際」中華民国地域教育学会主編『地域青少年教育』復文図書、1985年、p.84。

31 棟樑「地域青少年教育的理論與實際」中華民国地域教育学会主編『地域青少年教育』復文図書、1985年、p.106。

とはいえ評価されることもほとんどなかった。しかし戦後、関係者が少年福祉を掲げ、いかにその道を辿って行ったのか、その点は明らかにすべきだと考えた。

1980年代以降になると政治思想をふまえた政策ではなく、少年福祉の視点から生み出された少年犯罪に関わる政策が増加する。また経済が上向きになることで、1970年代の新聞(1975年8月25日中央日報)においても「少年犯罪が増える—テレビの影響」という記事があるように新たな少年犯罪の背景の紹介も増えていく。

参考文献

- ・張華葆『少年犯罪予防及矯治』三民、1989年
- ・山田美香「1960年代台湾における少年輔育院」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』第19号、2013年、pp.1-18
- ・山田美香「台湾における高雄少年輔育院補習学校の歴史」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』第20号、2013年、pp.115-134

本研究は、山田美香「戦後台湾における非行少年の存在」(アジア教育学会第14回大会、2019年11月2日、於：名古屋市立大学)の報告資料を文章化し加筆修正したものである。本研究は、平成30年度司法協会の研究助成・山田美香(研究代表)「戦後アジア(儒教圏)において非行少年はどのような存在であったのか—各国・地域の少年犯罪関係者に対するインタビューから—」を用いた研究である。